

## 「京の地域力」協働・連携宣言書 ～京都ウェイ～

人と人とのつながりが弱くなり、日本社会が本格的な人口減少を迎える中で、子育て家庭や高齢者の孤立、地域文化や産業の衰退など、様々な課題を抱えるようになってきています。このため地域において多様な主体がそれぞれ活動を展開し、また、知識や知恵を共有しながら、協働・連携して活動を進めていくことで、こうした課題を解決し、誰もがしあわせや豊かさを実感できる京都づくりの実現を目指すことが重要です。

京都府では、地域に暮らす人たち自身が地域の課題解決や魅力アップを進める地域力再生活動が活発になってきており、東日本大震災においても地域力の大切さが再認識されたところです。こうした活動の活性化に伴いNPO、自治会、企業、大学等の教育機関、市町村、京都府等の「公共を担う多様な主体」が、それぞれの課題や地域の実情に応じて協働<sup>(注1)</sup>・連携<sup>(注2)</sup>を行う機会も増えてきています。

その一方で、課題や目標の共有が不十分で、それぞれの役割分担が不明確なままスタートし、個々の活動が継続できなかつたり、主体間の協働・連携がうまくいかない事例も少なからずみられます。

もちろんこうした活動がうまくいくためには、ひとつひとつ経験を積み重ねていくことが大事ですが、それに加えて、多様な主体が協働・連携していく中で、その役割や原則、更には実行内容等を明確化し、誰もが参画できる形で共有していくことにより、公共の姿をつくっていくことも必要です。

今回、地域を担う多様な主体が集まり、議論を重ねる中で、京都府において公共的活動と協働・連携を円滑に進めるための道筋を『「京の地域力」協働・連携宣言書 ～京都ウェイ～』として策定することになりました。本宣言書の趣旨に賛同し署名した組織・団体等は、宣言書を実行に移すアクションや基準を定め、公開に努めることとしています。また、宣言書の内容や実行システムは、多様な主体で構成する委員会で検討し、協働・連携の経験を踏まえて定期的に見直すことで、常に進化・成長していくものとしています。

本宣言書が、地域において公共を担う多様な主体の活動を更に活発化させるとともに、相互の協働・連携を促進させ、新たな価値創造と新しい未来につながる道「京都ウェイ」になることを期待しています。

## 第1章 宣言書がめざす姿

京都府において、公共を担う多様な主体は、ともに役割を担い、それぞれの特性を活かし公共的活動に取り組むとともに、協働・連携することで、課題解決と新たな価値創造を行い、誰もがしがあわせや豊かさを実感できる地域社会をつくる。

## 第2章 宣言書の位置づけ

- ① 本宣言書は、公共を担う多様な主体がその活動を更に活発化させ、相互に関係を築き、協働・連携を推進することで、よりよい成果を生み出すための基本的な枠組みである。
- ② 本宣言書は、お互いの信頼関係に基づき結ばれ、その実行に向け未来に進んでいく共通の道筋を示す覚書である。
- ③ 本宣言書は、その主旨に賛同した組織、団体が自由意志で署名するもので、署名しないことをもって何らかの不利益を被る性格のものではない。

## 第3章 行動のための5原則と担うべき役割

(5つの原則)

- ① 公共を担う多様な主体は、それぞれの特性や強みを活かした公共的活動に取り組むとともに、より多くの人たちがその活動に参加・参画できる機会を提供する。
- ② 公共を担う多様な主体は、それぞれ情報公開を進め活動の透明性を図り、説明責任を果たす。
- ③ 公共を担う多様な主体は、それぞれが持つ資源<sup>(注3)</sup>を相互に活用できる環境づくりを進める。
- ④ 公共を担う多様な主体は、協働・連携を進めるとともに、その場は開かれたものとし、誰もが参画できるものとする。
- ⑤ 公共を担う多様な主体は、協働・連携を行うに際して、活動の目的と目標について合意形成を行い、評価を行う。

---

### ※注記（本宣言書における定義）

注1 **協働**：多様な主体が協力して、課題解決や新しい価値創造に向け施策をつくり、実行していくこと。

注2 **連携**：多様な主体の活動が円滑に進むように、委託や補助、共催、施設の貸与、人事交流などで協力しあえる関係を持つこと。

注3 **資源**：情報、施設、資金、人材等。

注4 **公共を担う民間の団体**：公共的活動を行う自治会、NPO、社団や財団などの法人、組合、企業、大学等の教育機関、商店街、寺社など。

(担うべき役割)

- ① 行政は、公共を担う民間の団体<sup>(注4)</sup>が自律して活動を行うことができる環境を整備する。
- ② 行政は、公共を担う民間の団体が公共の資源を活用するための明確な基準を作成し、実行する。
- ③ 行政は、公共を担う民間の団体の活動を積極的にPRすることで、その活動の社会的認知度を高めるよう努める。
- ④ 行政は、施策・事業の決定過程や実施過程等に、より多くの人たちが参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動への積極的な参画を行う。
- ⑤ 公共を担う民間の団体は、柔軟性、専門性、当事者性などの優れた特性を活かし、行政及び他の団体との協働・連携を進めることで、公共的活動を展開する。
- ⑥ 公共を担う民間の団体は、自らの持つ資源を公共的活動に積極的に提供する。
- ⑦ 公共を担う民間の団体は、自らの活動内容についての情報を発信し、社会的認知度を高めるよう努める。

#### **第4章 宣言書の実行**

- ① 本宣言書に署名した団体は、本宣言書を尊重し活動を行う。
- ② 本宣言書に署名した団体は、自ら宣言を実行に移すための実行内容（宣言実行に向けたアクション）や基準を取り決め、公開に努める。
- ③ 本宣言書に署名した団体の内、10程度の団体で構成する委員会を京都府が設置し、宣言を適切に実行するための課題解決や調整等を行う。
- ④ 委員会は、協働・連携に対する意見を踏まえて、定期的に本宣言書の内容と実行システムの見直しを行う。

**以上を共通の宣言とする。**

**年 月 日**

**団体名**

**代表者役職・氏名**

## 宣言書実行に向けた京都府のアクション

- ① 京都府は、公共を担う多様な主体が一定のルールと役割を持って新たな施策を創出・実施する場である「地域力再生プラットフォーム<sup>(注1)</sup>」、「事業協定型プロジェクト<sup>(注2)</sup>」等の活動を進める。
- ② 京都府は、新しい協働・連携の仕組みを常に模索し、導入する。
- ③ 京都府は、委託、補助金、共催、協定、実行委員会、後援、京都府の持つ施設利用・情報提供、職員派遣等に関する基準をつくり、広く提示する。
- ④ 京都府は、公共を担う民間の団体と市町村が協働・連携できる環境づくりを進める。
- ⑤ 京都府は、協働・連携についての庁内推進組織や公共を担う民間の団体の相談に応じる窓口等、本宣言を実行するための体制を整える。
- ⑥ 京都府は、協働・連携及び宣言の実行と評価についての庁内の責任者を設ける。

---

※注記（「宣言書実行に向けた京都府のアクション」における定義）

注1 **地域力再生プラットフォーム**：自治会やNPO、大学、企業、京都府や市町村などが、共通する課題に応じて集まり、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かし、課題解決や新しい価値創造に向け施策をつくり、実行に移していく場。

注2 **事業協定型プロジェクト**：横断的な課題や地域的な広がりをもつ課題に対応するため、自治会やNPO、大学、企業、京都府、市町村が集まり、協定を結び、期限を決めて、新しい政策や施策群等をつくりだす場（プラットフォームの発展型）。

## 【多様な主体との協働・連携を進めるためのガイドライン】

「京の地域力」協働・連携宣言書に基づき、多様な主体と協働・連携を進めるための京都府のガイドラインとして、公共を担う民間の団体が公共の資源を活用するためのガイドラインを作成しました。

### <項目>

- 京都府との協働・連携の窓口
- 京都府の後援名義使用
- 京都府との共催
- 京都府との実行委員会・協議会
- 京都府の施設の利用
- 京都府と民間との人事交流等
- NPO法人の活動情報の広報
  - ・プレスリリース（記者クラブへのチラシ配付）
  - ・イベント等のチラシを京都府等の公共施設で配付
- 京都府の府政情報、統計情報データの入手
- 京都府の物品入札
- 京都府からの委託事業
- 京都府の補助事業
- 京都府の施策立案・事業企画への参画・提案等
  - ・知事へのさわやか提案
  - ・府民意見提出（パブリックコメント）
  - ・地域力再生プラットフォーム、他

## ■ 京都府との協働・連携の窓口

京都府との協働・連携に関する全般的なご質問、ご相談につきましては、各センターにお問い合わせください。

### <京都市・向日市・長岡京市・大山崎町 管内>

府庁NPOパートナーシップセンター（京都府府民力推進課）

Tel：075-414-4210 fax：075-414-4230

Email：fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/npo/1333325773046.html>

### <山城広域振興局管内（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）>

山城NPOパートナーシップセンター（山城広域振興局企画振興室）

Tel：0774-21-2049 fax：0774-22-5122

Email：yamashin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/npo/>

<南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）>

南丹パートナーシップセンター（南丹広域振興局企画振興室）

Tel：0771-24-8430 fax：0771-24-4683

Email：nanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/nantan/ki-kikaku/1331275977087.html>

<中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）>

中丹パートナーシップセンター（中丹広域振興局総務室）

Tel：0773-62-2500 fax：0773-63-8495

Email：chushin-ki-somu@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.yuragawa.net/>

<丹後広域振興局管内（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）>

丹後 NPO パートナーシップセンター（丹後広域振興局企画振興室）

Tel：0772-62-4300 fax：0772-62-5894

Email：tanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.tango.gr.jp/>

## ■ 京都府の後援名義使用

「事業目的が京都府民の公益に資する事業」に対して、京都府の後援名義の使用を承認しています。

承認に際しては、次の基準の全てを満たすことが必要となります。

下記の承認基準の全て満たすかどうかの判断は、事業に関連する課（室）が行います。後援をご希望される場合は、事前に事業に関連する課（室）と相談することが必要となります。

事業に関連する課が不明な場合は、問合せ窓口にご相談ください。

### <承認基準>

- 住民福祉の向上、地域の発展、府政の推進等に寄与する公共性・公益性の高い事業等であること。
- 政治的、宗教的な内容を含む事業等でないこと。
- 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものでないこと。
- 個人又は個別の企業が主催する事業等にあっては、府政との関わりが極めて密接なものであって、かつ、収益を目的としたものでないこと。
- 複数の地域や市町村を対象とするなど、広域的な事業等であること
- 一部の会員、構成員等のみを対象とした事業等でなく、府民あるいは団体の会員等の自由な参加を前提としたものであること。
- 事故発生防止のための十分な配慮や、万一の場合の応急体制の確保、補償措置等が確認できること。
- その他法令、規則等に違反するものでないこと。

<申請書の手続き等>

<b>内容</b>	府民の公益に資するイベント等に対する府の後援の申請に使用
<b>申請対象</b>	各種イベント等の主催団体等の代表者
<b>受付期間</b>	開催日の6箇月前から1箇月前まで
<b>受付時間</b>	平日 午前8時30分～午後5時まで
<b>申請書等の提出先</b>	事業に関連する課(室)
<b>手数料</b>	-
<b>届出に必要なもの</b>	【許可申請書】事業企画書、主催者役員名簿、収支予算書(入場料等を徴収する催しの場合)、前回のパンフレット等 【実績報告書】収支決算書(入場料等を必要とした催しの場合)、写真・印刷物等(発行された場合)
<b>後援名義の記載</b>	・後援許可後は、「京都府後援」と記載することができます。 ・申請後(各課が申請書受理後)は、「京都府後援(申請中)」と記載することができます。 ※ 各課が申請書を受理する前は、「京都府後援、京都府後援(申請中)」などの記載はできません。
<b>添付ファイル</b>	<u>(様式1)京都府「後援名義使用」許可申請書</u> <u>(様式2)事業実績報告書</u>  展示会、舞台芸術公演、文化芸術事業等の後援等に関する様式はこちらになります。 <u>京都府後援等交付願い(展覧会・展示会用)(PDFファイル 10.6KB)</u> <u>事業実績報告書(展覧会・展示会用)(PDFファイル 9.4KB)</u> <u>京都府「後援等」許可申請書(舞台芸術公演用)(PDFファイル 10.7KB)</u> <u>事業実績報告書(舞台芸術公演用)(PDFファイル 9.3KB)</u>
<b>問合せ窓口</b>	事業に係る課(室)が分からない場合は、下記の窓口までお問い合わせください。 【本庁】 府庁NPOパートナーシップセンター (075-414-4210) 京都府総合お問い合わせ窓口 (075-411-5000) 【各広域振興局】 山城 総合案内・情報コーナー (0774-21-2101)

南丹 総合案内・相談コーナー（０７７１－２２－０１０８）

中丹 総合案内・相談コーナー（０７７３－６２－２５００）

丹後 総合案内・相談コーナー（０７７２－６２－４３４０）

【様式 1】

年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

申請者（団体名）

住 所

代表者（職・氏名）

印

京都府「後援名義使用」許可申請書

- 1 依頼事項  
当該事業の後援名義使用
- 2 事業名
- 3 主催者名及び代表者職・氏名
- 4 主催団体の沿革  
(※ 別添を添付することもできます)
- 5 事業概要
  - (1) 主旨、目的、後援を必要とする理由  
(※ 別添を添付することもできます)
  - (2) 日時（期間）
  - (3) 場所
  - (4) 内容  
(※ 詳細については、別添を添付することもできます)
  - (5) 参加予定者（人数及び範囲）
- 6 他の後援・協賛予定団体等の名称

7 連絡先（職・氏名・電話番号、メール）

※ 事業要項、団体概要、会則（規約・定款）、主催者役員名簿、新聞記事、前回のパンフレット、今回のチラシ等を添付ください。

※ 入場料、参加料等を徴収する催しについては、収支予算書を必ず添付してください。

【様式2】

年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

申請者（団体名）

住 所

代表者（職・氏名）

印

事業実績報告書

1 事業名

2 主催者名

3 後援等

4 日時（期間）

5 場所

6 内容

（※ 詳細については、別添を添付することもできます）

7 参加者数

※ 事業に関する写真、印刷物、新聞記事等で事業の実施状況を把握できる資料を添付してください。

※ 入場料、参加料等を徴収した催しについては、決算書を必ず添付してください。

## ■ 京都府との共催

「事業目的が京都府民の公益に資する事業」に対して、京都府との共催を承認しています。

承認に際しては、京都府が実質的に支援（分担金の支出、職員派遣協力等）により主催者と同程度に当該事業に関与しているものと併せて、次の基準の全てを満たすことが必要になります。

下記の承認基準を全て満たすかどうかの判断は事業に関連する課（室）が行います。事業に関連する課（室）が不明な場合は、窓口にお問い合わせください。

なお、協働する課（室）がない場合は、京都府が進めている地域力再生プラットフォームに参画し、関連する課と実施に向けた協議を行うことができます。

### <承認基準>

- 住民福祉の向上、地域の発展、府政の推進等に寄与する公共性・公益性の高い事業等であること。
- 政治的、宗教的な内容を含む事業等でないこと。
- 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものでないこと。
- 個人又は個別の企業が主催する事業等にあつては、府政との関わりが極めて密接なものであつて、かつ、収益を目的としたものでないこと。
- 複数の地域や市町村を対象とするなど、広域的な事業等であること。
- 一部の会員、構成員等のみを対象とした事業等ではなく、府民あるいは団体の会員等の自由な参加を前提としたものであること。
- 事故発生防止のための十分な配慮や、万一の場合の応急体制の確保、補償措置等が確認できること。
- その他法令、規則等に違反するものでないこと。

### <問合せ先>

府庁NPOパートナーシップセンター（京都府府民力推進課）

Tel：075-414-4210 fax：075-414-4230

Email：[fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp)

京都府総合お問い合わせ窓口

Tel：075-411-5000 fax：075-411-5001

Email：[411-5000@pref.kyoto.lg.jp](mailto:411-5000@pref.kyoto.lg.jp)

※ 各広域振興局管内での事業については、管内の相談窓口にお問い合わせください。

山城 総合案内・相談コーナー（０７７４－２１－２１０１）  
南丹 総合案内・相談コーナー（０７７１－２２－０１０８）  
中丹 総合案内・相談コーナー（０７７３－６２－２５００）  
丹後 総合案内・相談コーナー（０７７２－６２－４３４０）

## ■ 京都府との実行委員会・協議会による事業・イベント展開

新たに京都府と実行委員会（協議会）を設立して事業やイベント\*を展開されたい団体は、テーマに応じた「地域力再生プラットフォーム」に参画、又は新たに設立し、関係課と協議することができます。

※ 事業・イベント例：府庁旧本館マルシェ、京の公共人材大賞 他

### <問合せ先>

府庁NPOパートナーシップセンター（京都府府民力推進課）

Tel：０７５－４１４－４２１０ fax：０７５－４１４－４２３０

Email：fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp

※ 各広域振興局管内での事業については、管内の担当機関にお問い合わせください。

山城NPOパートナーシップセンター（山城広域振興局企画振興室）

（０７７４－２１－２０４９）

南丹パートナーシップセンター（南丹広域振興局企画振興室）

（０７７１－２４－８４３０）

中丹パートナーシップセンター（中丹広域振興局総務室）

（０７７３－６２－２５００）

中丹広域振興局企画振興室（０７７３－６２－２０３１）

丹後NPOパートナーシップセンター（丹後広域振興局企画振興室）

（０７７２－６２－４３００）

## ■ 京都府の施設の利用

### <活用できる施設一覧>

#### 府内の公共施設

京都府の公共施設でホール、会議室、展示、公演などに活用できる施設の一覧になります。利用に当たっては、事前予約等が必要となる場合がありますので、以下の各施設ホームページを参照の上、事前予約等を行ってください。

### <京都市内>

所在区	施設名	室数等（人数）
北区	京都府立体育館	会議室 4 室（16～81 名）
上京区	京都府庁旧本館	正庁（80 名）
	府庁NPOパートナーシップセンター	会議室（30 名）
	文化芸術会館	展示室 2 室、会議室 2 室（20 名・40 名）、ホール（419 名）、和室 2 室（10 名・60 名）
	府民ホール(ALTI「アルティ」)	ホール（100～560 名）
	京都子ども文化会館(エンゼルハウス)	大ホール（608 名）、小ホール（100 名）、創造活動室 2 室、エンゼルギャラリー
中京区	京都文化博物館	貸展示室、別館ホール
	総合社会福祉会館(ハートピア京都)	大会議室（200 名）、視聴覚室（36 名）、会議室 5 室（13～55 名）
下京区	京都府国際センター	会議室兼研修室
南区	男女共同参画センター(らら京都)	会議室、視聴覚研修室、調理実習室
	京都府スポーツセンター	大会議室（168 名、3 分割使用も可）
	京都テルサ(京都勤労者総合福祉センター)	テルサホール（856 名、展示会利用可）、会議室 5（16～162 名）
右京区	ゼミナールハウス	総合ゼミナール室（280 名）、洋ゼミナール室 5 室（20～64 名）、和ゼミナール室 10 室、宿泊施設
	京都府中小企業会館	大ホール（216 名）、会議室 16（16～144 名）、展示場
	ぶらり嵐山	展示ギャラリー
伏見区	伏見港公園	会議室
	京都府総合見本市会館(パルスプラザ)	展示室、稲盛ホール（588 名）、ラウンジ、会議室 7 室（20～45 名）

#### <山城地域>

市町村名	施設名	室数等（人数）
宇治市	城南勤労者福祉会館・城南地域職業訓練センター	貸室（会議・研修 11 室 22～156 名）
	山城広域振興局宇治総合庁舎	（会議室 11 名、相談室 6 名）
長岡京市	京都府長岡京記念文化会館	大ホール（1,000 名）、練習室 3 室（洋室 2、和室 1）
向日市	山城広域振興局乙訓総合庁舎	会議室（80 名）
木津川市	山城郷土資料館(ふるさとミュージアム山城)	研修室 2 室（20 名、100 名）
	加茂青少年山の家	研修室（和室）、和室 8 室、宿泊施設
	山城広域振興局木津総合庁舎	会議室（28 名）

久御山町	府民スポーツ広場(みどりが丘)	会議室 (20名)
井手町	山城勤労者福祉会館	大会議室 (120名) 会議室 (洋2・和1・30~36名)
和束町	和束青少年山の家	研修室、宿泊施設
精華町	文化学術研究交流施設(けいはんなプラザ)	メインホール (1000名)、イベントホール (分割可)、大・中・小会議室、ギャラリー
	関西文化学術研究都市記念公園(けいはんな記念公園)	研修室 (収容人員 50~75名)
南山城村	南山城少年自然の家(グリーンパル南山城)	研修室、宿泊施設

#### <南丹地域>

市町村名	施設名	室数等 (人数)
亀岡市	南丹広域振興局亀岡総合庁舎	会議室 (25名)
南丹市	るり溪少年自然の家(グリーンパルるり溪)	研修室、宿泊施設
	口丹波勤労者福祉会館	大会議室 (120名)・会議室 7室 (10~45名)
京丹波町	和知青少年山の家	研修室、宿泊施設
	京都中部マスターズビレッジ	研修室、宿泊施設

#### <中丹地域>

市町村名	施設名	室数等 (人数)
福知山市	中丹広域振興局福知山総合庁舎	会議室 (20名)
	京都府立中丹勤労者福祉会館	会議室 10室 (10~60名)、中会議室 (100名)、大会議室 (180名)
	京都府大江山青少年グリーンロッジ	研修室、宿泊施設
舞鶴市	中丹広域振興局舞鶴総合庁舎	会議室 2室 (10~30名)
	京都府立舞鶴勤労者福祉会館	料理教室、和室会議室 (50名)、職業講習室 (72名)、視聴覚室 (16名)、研修室 (100名)、会議室 (16名)、多目的ホール (235名)、教養文化室 (20名)
綾部市	中丹広域振興局綾部総合庁舎	会議室 (42名)
	京都府中丹文化会館	ホール (886名)、練習室 3 (洋室 2、和室 1)
	京都府あやべ青少年山の家	研修室、宿泊施設

#### <丹後地域>

市町村名	施設名	室数等（人数）
宮津市	<a href="#">丹後海と星の見える丘公園</a>	研修室、宿泊施設
	<a href="#">青少年海洋センター(マリールンピア)</a>	研修室4室、講堂（200名）、宿泊施設
	<a href="#">丹後郷土資料館(ふるさとミュージアム丹後)</a>	研修室（50名）
京丹後市	<a href="#">丹後広域振興局峰山総合庁舎</a>	会議室（12名）
	<a href="#">丹後地域地場産業振興センター(アミティ丹後)</a>	展示・販売室、会議室5室（各30名）、多目的ホール（500名）、視聴覚室（117名）
	<a href="#">丹後勤労者福祉会館・丹後地域職業訓練センター</a>	会議室9（12～20名）・料理教室
	<a href="#">弥栄青少年山の家</a>	研修室、宿泊施設
	<a href="#">京都府丹後文化会館</a>	ホール（760名）、練習室3（洋室2、和室1）
	<a href="#">丹後マスターズビレッジ(京都府大宮ふれあい工房)</a>	会議室
与謝野町	<a href="#">野田川ユースセンター</a>	研修施設、宿泊施設
	<a href="#">加悦青少年山の家</a>	研修施設、宿泊施設

## ■ 京都府と民間との人事交流等

多様な主体と協働できる人材の育成を目的に、京都府職員の長期研修派遣と短期研修派遣を行っています。また、京都府職員キャリア活用センターでは、退職職員のスキルを活かしNPOの活動がより活発になるために、NPO法人等に退職職員を紹介することができます。

なお、NPO法人の職員や活動実践者を京都府職員として採用することがあります。

## <京都府職員の派遣制度>

長期派遣 (1年)	多様な主体と協働できる人材の育成等のために、これまでにNPO法人きょうとNPOセンターや公益財団法人京都地域創造基金に京都府職員を1年間研修派遣しています。 問合せ先：人事課（075-414-4136）
短期派遣 (約3日)	(1) 職員の研修を受け入れるNPO法人の公募 (2) 職員の短期研修（約3日間）の実施 ※ 受け入れ団体には講師謝金を支出しています。 問合せ先：職員研修・研究支援センター：075-781-0888

## <京都府職員の再就職先の紹介>

キャリア活用センターでは、退職職員のボランティア並びに再就職のため人材情報を提供しています。

京都府退職者を雇用したいと考えるNPO法人等は、その雇用条件を登録することが

できます。

※ キャリア活用センター（０７５－４１４－４１１５）

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuin/1228183532868.html>

### <NPO職員等の職員採用>

- ・任期付職員、嘱託職員の公募に際しては、業務内容に応じてNPO活動の経験やNPOの役職員歴を条件とする場合があることを付記することがあります。
- ・府職員募集において、これまでに公務以外の経験を有する「行政Ⅱ」の募集要項に「求める人材例」として「NPO活動等で成果を上げた」を記載しており、NPO活動経験者も採用対象としています。

※ 問合せ先：人事課（０７５－４１４－４１３６）

人事委員会事務局（０７５－４１４－５６３６）

### ■ NPO法人の活動情報の広報

京都府の広報ツールを活用して、NPO法人や活動団体が自分たちの活動内容をPRすることができます。

### <プレスリリース（記者クラブへのチラシ配付）>

府 庁	府庁記者クラブで17社にイベント等のチラシを配付します。 随時、府庁NPOパートナーシップセンター(075-414-4212)で受け付けています。 詳細はHPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/npo/1333341388248.html">http://www.pref.kyoto.jp/npo/1333341388248.html</a> (参考 17社) 【新聞社】：京都新聞社、朝日新聞社京都総局、毎日新聞社京都支局、読売新聞社京都総局、産経新聞社京都総局、日本経済新聞社京都支社、共同通信社京都支局、時事通信社京都総局、中日新聞社京都支局、日本工業新聞社京都支局、日刊工業新聞社京都支局 【放送局】：NHK 京都放送局、KBS 京都、毎日放送京都支局、朝日放送京都支局、関西テレビ京都支局、讀賣テレビ京都支局
山城広域振興局	山城NPOパートナーシップセンターの登録推進団体の団体活動についてプレスリリース等を実施します。 随時、企画振興室(0774-21-2049)で受け付けています。
南丹広域振興局	局で取り組む「京都丹波盛り上げ事業」に賛同・協働する団体活動についてプレスリリース等を実施します。 随時、企画振興室(0771-24-8430)で受け付けています。 (参考) 【新聞社】 京都新聞社丹波総局、朝日新聞社京都総局、毎日新聞

	社京都支局ほか 【放送局】 京都放送 (KBS)、NHK ほか
中丹広域振興局	記者クラブがなく、配付はしていません。
丹後広域振興局	記者クラブに配付します。(記者懇談会の場合での配付又は新聞社に F A X で送信しています) 随時、企画振興室 (0772-62-4300) で受け付けています。 (参考 6 社) 【新聞社】：京都新聞社北部総局宮津支局・丹後支局、朝日新聞社宮津支局、毎日新聞社舞鶴支局京丹後駐在、読売新聞社京都総局宮津通信部、産経新聞社京丹後通信部 【放送局】：NHK 京都放送局丹後舞鶴報道室

### ＜イベント等のチラシを京都府等の公共施設で配付＞

＜府庁＞ 府民総合案内・相談センター	府民力推進課のHPで活動状況を紹介している地域力再生活動団体については、府庁1号館1階のロビーの棚にイベント等のチラシを置くことができます。 活動状況の紹介については府民力推進課(075-414-4452)で受け付けています。 ※活動状況の紹介内容 (みんないきいき、各地域の地域力再生活動の紹介) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/chiiki-collabo/1184043123531.html">http://www.pref.kyoto.jp/chiiki-collabo/1184043123531.html</a>
府庁NPOパートナーシップセンター	団体活動やイベント等に関するチラシは、団体からの要望に応じて棚に置くことができます。 随時、府庁NPOパートナーシップセンター(075-414-4212)で受け付けています。
山城広域振興局	情報コーナー：許可を得てイベント等のチラシを置くことができます。 センター：イベント等のチラシを置くことができます。 随時、企画振興室(0774-21-2049)で受け付けています。
南丹広域振興局	情報コーナー：局で取り組む「京都丹波盛り上げ事業」に賛同・協働する団体活動のチラシを置くことができます。 センター：イベント等のチラシを置くことができます。 随時、企画振興室(0771-24-8430)で受け付けています。
中丹広域振興局	情報コーナー：「中丹NPOパートナーシップセンター」の会員についてはチラシを置くことができます。 センター：「中丹NPOパートナーシップセンター」の会員は、6つの活動協力施設にチラシを置くことができま

	す。 随時、総務室(0773-24-8430)で受け付けています。
丹後広域振興局	情報コーナー：許可を得てイベント等のチラシを置くことができます。 センター：イベント等のチラシを置くことができます。 随時、企画振興室（0772-62-4300）で受け付けています。

## ■ 京都府の府政情報、統計情報データの入手

京都府政に関するご質問、ご相談は「京都府府民総合案内・相談センター」(075-414-4235)、統計相談については調査統計課(075-414-4483)で受け付けています。センターでお答えできない専門的な内容につきましては、担当課をご紹介します。

また、府政の透明性を高めるとともに、府民の府政への参画や府との協働などの府民参画を推進していくため、府の重点的施策や専門的な研究などについて、府職員が直接出向いて説明(PＲ)や意見交換を行う「出前語らい」・「専門職員派遣」を行っています。

### <問合せ先>

京都府府民総合案内・相談センター

Tel：075-414-4234

<http://www.pref.kyoto.jp/demae/>

京都府の行政情報や統計情報については、府政情報センター(414-4242)で提供しています。一部はHP「府民サービスナビ」で見ることができます。

<http://navi.pref.kyoto.lg.jp>

統計情報の一部はHP「京都府統計ナビ」で見ることができます。

<http://www.pref.kyoto.jp/t-ptl/>

## ■ 京都府の物品入札

物品入札に関するご質問は、入札課(075-414-5430)でお受けしています。

一般印刷、文房具、事務機器などの物品関係の入札については、NPO法人も資格審査を申請することができます。<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/sikaku.html>

※ NPO法人の方は、提出書類の「商業登記簿謄本」を法人登記に係る「登記事項証明書」で代用することができます。

なお、物品関係の入札については、環境にやさしい事業活動(ISO14001、KES等環境認証取得団体)を行っている事業者(NPO法人含む)だけで入札を行う「グリーン

ン入札」も行っています。

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/green.html>

また、障がい者雇用など地域貢献に積極的な事業者（京都はあとふる企業等の認証取得事業者（NPO 法人を含む））による見積合わせ等を平成24年度から実施することとしています。

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1323071085349.html>

## ■ 京都府からの委託事業

京都府が行う事業などを、NPO法人等に委託して行う事業については、委託事業の発注先である各課（室）が、それぞれの判断で行っています。

京都府の委託の実績については、HPで公開しています。

委託に際しては、委託契約書と委託仕様書で個々の事業内容についての取り決めに締結します。

【参考例：平成24年度に京都府が委託先を公募している事業】

事業名	内容	担当課
中間支援団体活動支援事業 公募	中間支援団体が、地域の課題解決や魅力アップに向け活動する個々のNPOや地縁組織の活動を支援する。 詳細はHPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/1345176658212.html">http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/1345176658212.html</a>	府民力推進課 075-414-4452

## ■ 京都府の補助事業

NPO法人等が行う事業を支援するための補助事業については、補助事業を実施する各課（室）が、事業に応じた要綱・要領を定め実施しています。

【参考例：京都府が公募している補助事業】

事業名	内容	担当課
地域力再生プロジェクト支援事業交付金 公募予定時期 (第1回 4月～5月) (第2回 9月)	地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」を支援しています。 詳細はHPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/1181010434252.html">http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/1181010434252.html</a>	府民力推進課 075-414-4452
虐待防止地域推進事業公募 (5～6月)	児童虐待を未然に防止するため、地域での見守り活動や子育て家庭を支援する取組を応援します。	家庭支援課 075-414-4582

## ■ **京都府の施策立案・事業企画への参画・提案等**

京都府の施策や事業を定める過程や実施に際して、より多くの方に参画していただけるように「パブリックコメント」や「地域力再生プラットフォーム」、「事業協定型事業」などを行い、協働・連携が進む環境づくりを推進しています。

【参考例】

### ＜知事へのさわやか提案＞

京都府では、開かれた府政を目指して、府民の皆様からのご提案、ご意見など府民の生の「声」を直接お聴きしています。

<http://www.pref.kyoto.jp/teian/>

提案様式（フォーム）はコチラです

<https://www2.pref.kyoto.lg.jp/teian/form.html>

### ＜府民意見提出（パブリックコメント）＞

京都府では、広く府民の皆様のご生活に関わりのある府の基本的な事業や施策を定める過程において、立案段階における考え方や内容を公表し、府民の皆様からお寄せいただいた意見を考慮して最終的な案を策定するとともに、寄せられた御意見に対する京都府の考え方や最終的な案を示すものです。

それぞれの課で府民意見の募集を行うパブリックコメント（案）を随時公表し、府民の皆さんからいただいたご意見を反映させていただきます。

公表資料等は、府民総合案内・相談センターをはじめ、各総合庁舎の府政情報コーナー等にも備えています。

<http://www.pref.kyoto.jp/comment/index.html>

### ＜地域力再生プラットフォーム＞

地域力再生プロジェクトでは、府内各地の「地域力」を最大限に活かした京都府づくりを進めるため、あらゆる分野で、府民と京都府との協働施策形成と実行の場として「地域力再生プラットフォーム」の取り組みを進めています。

各プラットフォームの会議や協働事業などのご案内を随時発信しています。関心のあるテーマのプラットフォームにご参加ください。

また、新たなプラットフォームを設置し、行政と協働で事業を行いたい場合は、府庁NPOパートナーシップセンター（府民力推進課 075-414-4210）にご相談ください。地域力再生プロジェクト支援事業交付金による支援もしています。

<http://www.pref.kyoto.jp/chiikiriyoku/1239927457491.html>

### ＜知のデータベース＞

京都府では、大学の集積という京都ならではの財産を活かすため、「大学 地域連携アクションプラン」を策定し、様々な分野で、大学と協働した地域づくりや人材育成の推進に取り組んでいます。

この「知」のデータベースは、そうした取組を進める際の基礎資料とするため、京

都府内の大学・短期大学の御協力を得て、地域と連携・協働した研究活動等に取り組まれている研究者の方々の情報や、具体的な連携事例を収集・整理したものです。

地域の課題解決のために、大学との連携をお考えの京都府内の市町村、地域団体、NPOなどの皆様は、戦略企画課（075-414-4341）までご連絡ください。

<http://www.chinodb.pref.kyoto.lg.jp/>

### **<地域子育て支援ネットワーク推進事業>**

地域で子育て支援に取り組むNPO等の団体、市町村、関係機関等が連携して、情報や課題を共有しながら、地域の実情に応じた方法で、子育て支援の取組を推進します。問合せは、こども未来課（075-414-4591）までお願いします。

### **<きょうと婚活支援ネットワーク会議>**

地域で婚活支援に取り組むNPO等の団体、市町村、関係機関等が連携して、情報共有、共同企画等に取り組み、新しい出会いの場づくりを推進します。問合せは、こども未来課（075-414-4591）までお願いします。



## 参考資料 インجلترا政府のコンパクト（概要版）

目次	主要な条文内容（概要）
コンパクトの地位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イングラドのコンパクトは、ボランティア・コミュニティ・セクターの多様性の関係を向上するための一般的な枠組みとして位置づけられる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトは、政府とボランティア・コミュニティ・セクターの関係についての覚書である。法的拘束力を持つ文書でなく、その権限は政府とボランティア・コミュニティ・セクターとの協議の過程において取り交わした承認にもとづいている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトと同様の枠組みは、イングラドだけでなく英国内の他地域でも作成されている。実施にあたっては、コンパクトの導入にあたって生じる問題に対処するためのガイダンスも作成される。</li> </ul>
共有するビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトの基礎となる理念は、民主的な全ての人々を含む社会の発展には、ボランティア・コミュニティ活動が必要不可欠ということである。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア・コミュニティ団体は、市民社会の形成にとって、また、国民の社会的、文化的、経済的、政治的生活に対し、文字通り図り知れない大きな貢献をもたらしている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトは、こうした特徴が社会にとって大きな利益をもたらし、政府がボランティア活動を促進し、また、ボランティア・コミュニティ団体の活動を支援していくうえで、積極的な役割を果たすことが可能であると認識した文書である。</li> </ul>
共有する原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動は、民主社会にとって“本質的な構成要素”である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した多様なボランティア・コミュニティ・セクターは、社会の福祉を築くうえで欠かすことができないものである。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共政策や社会サービスの開発と提供において、政府とボランティア・コミュニティ・セクターは、それらの性質は異なるものの、相互補完的な役割を果たしている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府とボランティア・コミュニティ・セクターは、異なったアカウントビリティ（説明責任）が求められ、異なった範囲の利害関係者に対して回答を示さなければならない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、その多様な役割の一つとして、ボランティア・コミュニティ団体の資金提供者として重要な役割を担っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府とボランティア・コミュニティ・セクターの両者は、人種、年齢、障害の有無、ジェンダー、性的指向および心情にかかわらず、全ての人々への機会均等を進めることに対する重要性を認識している。</li> </ul>
政府による責務	<p><b>【独立性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア・コミュニティ・セクターの独立性を認め、支援すること、法の範囲内で認められる権利として、キャンペーン活動を行うこと、政府からの資金提供の有無にかかわらず、政府政策について意見を述べ、政策への評価を行うこと、セクター自体の課題（役割）について決定し管理することが含まれる。</li> </ul>
	<p><b>【資金提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による資金提供の枠組みのなかで、均等性、資金提供における適切な対象の選択、透明性と一貫性の必要性について配慮する。</li> </ul>

	<p><b>【資金提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア・コミュニティ・セクターとの協議によって、政府部局にとって望ましい資金提供の原則に配慮し、実践のための行動規範を作成すること。この規範は、以下を促進するためのものである。</li> </ul> <p>a) 資金に見合った価値（Value for Money）が得られるかの観点を含め、明確で一貫性のある基準に基づく資源配分</p> <p>b) ボランティア・コミュニティ団体の目的や効率的かつ効果的な運営を行う必要性を明示した資金提供の方針</p> <p>c) 次項に関する透明性の高い手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の目的、成果指標および関連する目標について合意し、評価すること</li> <li>・ 迅速な資金の支払いのためのスキームを整備すること</li> <li>・ 資金提供の再検討</li> <li>・ 資金提供方針に変更が生じた場合の事前協議の実施</li> <li>・ 将来の資金提供について、通常、現在の提供期間の終了以前、可能な限り早い段階で当該団体に通知すること</li> </ul> <p>d) 各団体が長期にわたり計画を立案し、安定した運営を行うことができるよう、長期的かつ複数年にわたる資金提供の重要性を考慮すること</p> <p><b>【政府立案と協議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい政策や行政手続きについて、特にその策定段階において、ボランティア・コミュニティ・セクターに対して生じる影響を特定し、評価すること。</li> <li>・ ボランティア・コミュニティ・セクターに影響を及ぼす可能性のある諸問題について、当該セクターと協議しておくこと。</li> <li>・ 法的制約と公的な責務を適切に行行使する範囲において、同セクターによって提供された情報の機密を保持すること。</li> <li>・ ボランティア・コミュニティ・セクターと協働し、協議、政策評価・実施を包括する、優れた実践のための行動規範を作成すること。</li> </ul> <p><b>【優れた政府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府とボランティア・コミュニティ・セクターの効果的な協働関係やアプローチの一貫性、優れた実践を進めること。</li> <li>・ 常に、可能な限り意思決定や成果を国民に公開することをめざす“開かれた政府”であること。優れた規範の原則を遵守すること。</li> <li>・ 同セクターと協力して、コンパクトの実施について毎年検討し、他の公共機関へのコンパクトの導入を促進すること。</li> </ul>
<p>ボランティア・コミュニティ・セクターの責務</p>	<p><b>【資金提供とアカウンタビリティ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高い水準の運営管理を維持し、資金提供者や利用者への報告とアカウンタビリティの義務を果たすこと。チャリティ登録団体に対しては、チャリティに関する会計基準を監視すること。</li> <li>・ 法を遵守し、責任の所在が明らかにされていること。チャリティ登録団体の場合は、委員会の適切な指導に従うこと。また、その組織にふさわしい活動の質の基準を策定すること。</li> </ul>

	<p><b>【政策立案と協議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府に対する見解を示し、政府の協議に対応する場合は、団体メンバーおよびサービス利用者、ボランティア活動者、会員、支援者がその活動や方針について十分周知し、意見を述べる機会が与えられることを保証すること。</li> <li>・また、政府の情報にアクセスする場合は、条件に従い、機密を尊重すること。</li> </ul> <p><b>【優れた実践】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府やその他の機関、ボランティア・コミュニティ・セクターと効果的な協議のための係を促進すること。</li> <li>・また、可能な限り活動とサービスの開発およびマネジメントに利用者を参画させること。</li> <li>・活動、雇用、ボランティア活動者の参加、サービスの提供において、優れた実践と機会の平等を促進する政策を実行し、</li> <li>・毎年、政府と連携してコンパクトの実施を再検討すること。</li> </ul>
<p>コミュニティ団体や黒人・マイノリティ団体に関する問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトの原則や責務は、ジェンダーやマイノリティあるいは社会的に排除された人々を代表する組織固有のニーズや関心、貢献に特別の配慮を払う必要がある。</li> </ul>
<p>意見相違の解決</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトは、政府とボランティア・コミュニティ・セクター間の関係を促進するための全般的なフレームを述べている。そのフレームの適用に関する意見の相違は、可能な限り関係する団体間で解決されるべきである。</li> </ul>
<p>コンパクトを 発展させるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトは全体のフレームを示す文書であり、出発点であり結論ではない。政府とボランティア・コミュニティ・セクターは、コンパクトの適用と効果を発展させるために協働することが求められる。</li> <li>・コンパクトを有効に機能させるための一つとして、政府とボランティア・コミュニティ・クターの代表者は年 1 回の会議を持ち、コンパクトの動きと成果について見直しが行われる。</li> <li>・前述の通り、コンパクトは当初、地方政府の担当部局、公的機関を含む中央政府の省庁に適用される。政府は、他の公共団体への適用を積極的に奨励する。省庁に属さない公共団体や地方自治体は、コンパクトを採択し、それぞれボランティア・コミュニティ・セクターとの関係に適用することが期待される。</li> </ul>

